

～4号4車線化の早期実現を～

## 国道4号矢吹・泉崎地区事故対策事業の整備促進、及び矢吹鏡石区間の4車線化の早期事業化について 復興庁、財務省、国土交通省、自民党本部へ要望書を提出

町と泉崎村で構成する「国道4号矢吹・泉崎地区事故対策協議会」（会長 野崎吉郎矢吹町長）、及び鏡石町は、12月8日、復興庁、財務省、国土交通省、自民党本部へ要望書を提出しました。同協議会の会長を務める野崎町長が、吉野正芳復興大臣、大鹿行宏財務省主計局長、高橋克法国土交通省大臣政務官、竹下亘自民党本部総務会長に要望書を手渡し、要望内容の説明を行いました。要望には、久保木正大泉崎村長、遠藤栄作鏡石町長、鈴木盛利泉崎村議会議長が同行しました。

### 【要望書概要については、以下のとおり】

#### 1. 矢吹～泉崎区間の事故対策事業の整備促進

早期の交通安全確保を図るために、復興事業とは別枠の予算を確保し、事業の早期完成を強く要望します。さらに、震災から6年以上が経過し、復興に全力を挙げて取り組んでいる今、災害に強いまちづくりを進める上でも国道4号の4車線化は、喫緊の課題であります。以上を鑑み、矢吹IC付近の交通安全対策事業の促進と財源の確保、及び矢吹町・泉崎村の2車線区間の4車線化の推進をいただきたく、次の事項について強く要望します。

- ①公共事業費関係費を平成21年度以前の7～8兆円規模に回復させ、復興事業費とは別枠として道路関係予算の大幅な拡大を図ることを要望します。
- ②矢吹・泉崎地区事故対策事業について、整備促進を要望します。
- ③矢吹町、泉崎村区間の4車線化について、早期事業化を要望します。
- ④社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の大幅な増額を要望します。

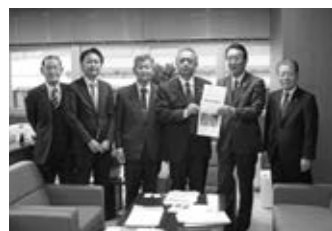
#### 2. 矢吹～鏡石区間の4車線化の早期事業化

当地域において国道4号は、東北地方と首都圏を結ぶ大動脈であり、周辺住民の生活道路、及び災害時の緊急避難路として重要な役割を担っています。しかし、当該区間は2車線区間が残り、特に矢吹町中町交差点付近の通勤時の交通混雑や気象条件などによる東北道の通行止めの際は旅行速度が低下するなど、主要幹線道路としての機能が十分ではありません。また、2車線区間では車両の正面衝突事故や、追突事故が多く発生し、4車線化の重要性を認識せざるを得ない状況にあります。

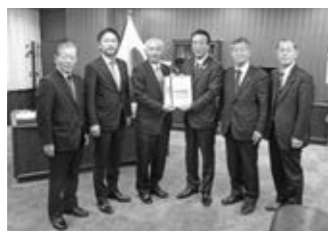
一方、当該地域を含む県南・県中地域は東北有数の産業拠点であり、首都圏に近いという地理的優位性から、東日本大震災後も企業の進出が相次いでおり、企業誘致や地域経済の活性化が期待されますので、4車線化は喫緊の課題であり次の事項について強く要望します。

- ①矢吹町から鏡石町間の2車線区間約5kmの国道4号の4車線化の早期事業化を図ることを要望します。
- ②公共事業費関係費を平成21年度以前の7～8兆円規模に回復させ、国道4号矢吹～鏡石間の4車線化の早期事業化が可能となるよう、復興事業費とは別枠として道路関係予算の大幅な拡大を図ることを要望します。

※なお、昨年2月の要望活動により、「計画段階評価」を進めるための調査費が平成29年度予算に計上されました。これにより、早期事業化への推進が図られると期待されます。今後も、「国道4号矢吹・泉崎地区事故対策事業」の推進と「矢吹鏡石道路」の事業化に向けての要望活動を継続的に実施してまいります。



国土交通省高橋克法大臣政務官へ要望書を提出



吉野復興大臣へ要望書を提出



吉野復興大臣へ要望内容を説明する野崎町長



自民党本部竹下亘総務会長へ説明する野崎町長

## 東北本線「第1須乗踏切」の閉鎖について

新町地区にある「第1須乗踏切」は、幅2.2mと狭く、長さが12.2mと長いため、特にご年配の方や、小さなお子様など、踏切を渡りきるのに時間を要する方にとっては、大変危険な踏切となっています。また、町では町道一本木29号線道路整備事業に伴う、「第2石川踏切（コマツスポーツ前）」の拡幅の協議を進めており、国及びJRより踏切事故防止対策として踏切の統廃合を求められていることから、踏切事故防止の抜本対策として、「第1須乗踏切」を閉鎖したいと考えています。

閉鎖の時期については、「第2石川踏切（コマツスポーツ前）」の拡幅後の概ね4年後の平成34年頃を予定していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ご意見等ありましたら、都市整備課までお問い合わせ願います。

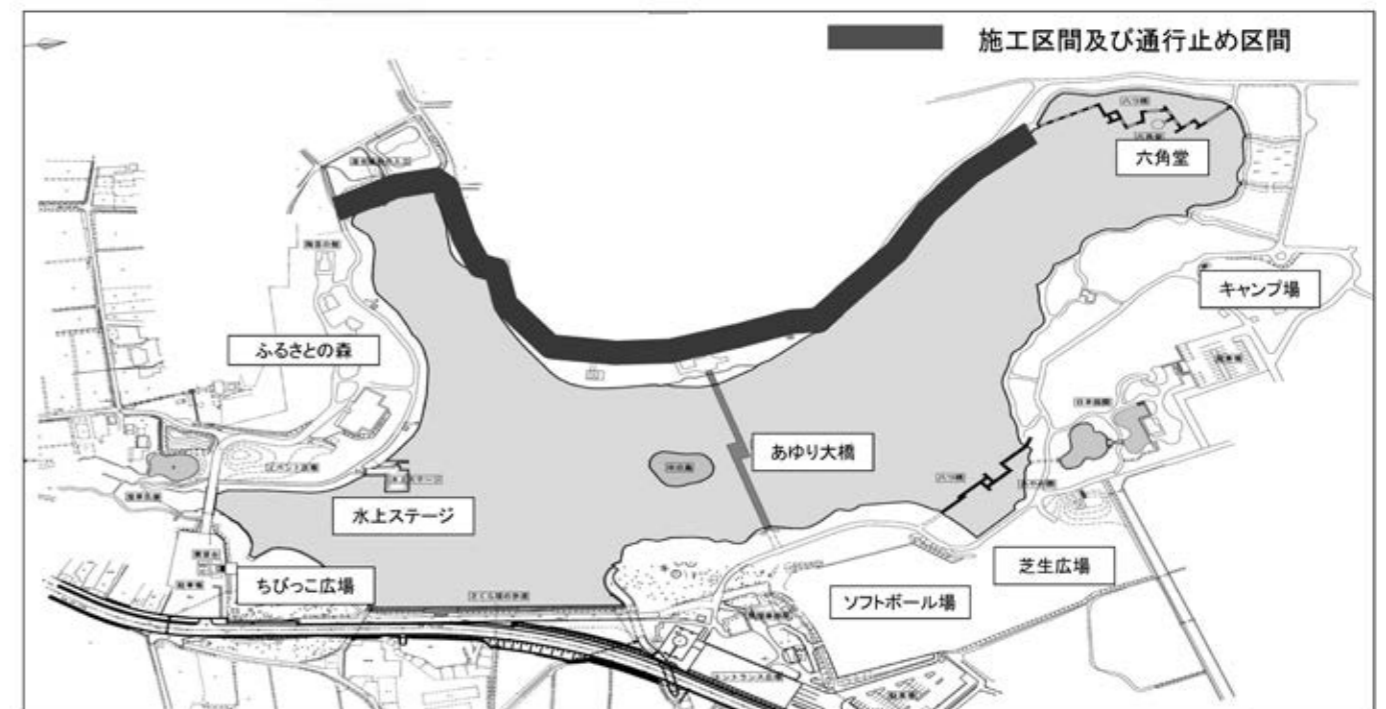
☎ 都市整備課 道路整備係 ☎ (42) 2116



## 大池公園内の園路改修工事(ゴムチップ舗装化)による園内通行止めのお知らせ

この度、大池公園内の園路改修工事に伴い、園路内の一部区間において、通行規制（終日通行止め）を行います。ご通行の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、安全確保のため、ご理解とご協力をお願い致します。

- 1：規制内容 施工区間内、終日（24時間）通行止め（施工区間外の園路の通行は可能です）
- 2：規制期間 平成30年3月末まで。
- 3：規制区間 下記案内図のとおりです。



☎ 都市整備課 都市計画係 ☎ (42) 2116